

(別添資料 2)

令和 7 年度日高山脈襟裳十勝国立公園インタープリテーション全体計画作成準備業務に関する
企画書等審査基準及び採点表

委員名

提案者名

企画書 作成項目		審査項目	審査基準	配点		採点
					小計	
業務に対する 理解度 (様式 A)		新規指定国立公園及び本業務の目的に関する知見、理解度	日高山脈襟裳十勝国立公園の特性を正しく理解しているか、AT 要素を含んだ IP 計画を試行的に作成するために必要な条件として提案された内容が本公園の特性を踏まえた適切なものかについて評価する。	20	20	
実施方法等の提案 (様式 B)		① ワークショップの開催方法及び準備計画並びに有識者の候補及び選定理由	提案された WS 開催方法は、参加者の活発な議論及び広範な意見聴取により合意形成を図れるものであるか、また提案された WS の準備計画が実現可能で妥当なものか評価する。有識者の候補者について、IP 計画作成実績がある者又は AT に造詣が深い者各 1 名以上提示されているか（必須要件）。また、有識者候補の本業務への対応可能性が認められるか、ファシリテーターとして妥当であるかについて評価する。	60	100	
		② アイヌ関係者へのヒアリング	ヒアリング項目が、本公園ならではの価値・魅力であるアイヌ文化との連携を意識した IP 計画を試行的に作成するにあたって妥当なものか評価する。	10		
		③ 小さな IP 計画作成（試行）の記載すべき事項と作成方法	提案された内容が、来訪者の来訪意欲を喚起し、地域関係者間で本公園の魅力・価値を理解・共有できる構成になっており、本業務期間中に実現可能な作成方法であるかを評価する。	30		
業務実施フロー (様式 C)		業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるか、業務のスケジュールを理解しフローに適切に反映されているかについて評価する。	10	10	
業務実施体制（管理技術者） (様式 D-1)	技術力	専門技術者の能力、実績等	予定配置技術者について、業務経験の内容等を評価する。	10	20	
	専任性	手持ち業務量	令和 7 年 10 月 1 日現在の手持ち業務量が 10 件以上を 0 点とする。	10		
業務実施体制（業務従事者） (様式 D-2)		配置、役割分担等	業務の実施に必要な人員体制が整っているかを評価する。	10	10	
業務実績 (様式 E)		過去 5 年間で実施した、自然公園又はアドベンチャーツーリズムに関するワークショップを実施する業務又は国立公園のインタープリテーション計画を策定する業務	業務実績、内容及び件数を考慮し、評価する。	10	10	
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)		提案内容に対する価格の妥当性		10	20	
		積算内訳の妥当性		10		
組織の環境マネジメ		事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）での ISO14001、エコアクション		5	5	

ントシステム認証取得等の状況（様式F）	ョン 21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。			
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○ 女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法(令和2年6月1日施行)第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定） ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（平成29年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第3項の経過措置により認定） ○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点	5	5	
合計		200点		

- 注） 1．企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
- 2．積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1／2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	20点満点の場合	30点満点の場合	60点満点の場合
・秀	5点	}	×2	×4	×6
・優	4点				
・良	3点				
・準良	2点				
・可	1点				
・不可	0点				
			×4	×6	×12